

飯山市民プール売店 出店内容・条件及び指示事項

5 出店内容

(1) 売店主

売店主は第三者に、売店使用を行う権利の一切を任せることはできない。

(2) 貸与設備等

- ・水道給水口 2 か所、陳列棚 1 組、電気 40 アンペア

(3) 出店条件

- ・売店主は市内に住所があるもの。
- ・売店運用に関係する法手続きの一切は、売店主が行うこと。
- ・飲食又は遊泳用品等プールを快適且つ、安全に利用するに寄与する商品の販売を行う。
アルコール類、ガラス容器の品は、販売してはいけない。
- ・現存の売店建物（陳列棚含む）及び屋外の長椅子を貸出すが、保冷保温等運営に要する機材等の設置は原則受託者の負担とする。
- ・近年の参考入場者数
H28 年度 9,354 人、H27 年度 8,157 人、H26 年度 7,212 人
- ・プールの開設日に併せて、運営することとし、常に衛生管理につとめる。
- ・店舗施設又は備品改修を希望する場合は、市長の許可を得て、売店主において行うものとする。
- ・施設使用料は 1 か所 1 日あたり 510 円とし、シーズン終了後に市の発行する納付書により支払うこと。
- ・運営状況の把握のため、シーズンの売上金額について販売品種ごと、最終販売日の翌月の 10 日までに報告すること。
- ・売店における水道及び電気に掛かる料金については、負担を求めない。
- ・暴力団に関係する者は、売店の運営に係る一切に携わることは出来ない。

6 施設の管理

(1) 適正管理

- ・施設はその目的に沿って適正に管理すること。
- ・施設に損傷を与えた時は、市長の立会いを求め速やかに復旧すること。
- ・漏水等、維持管理の不備に伴い市に損害を与えた場合、賠償の任を負うこと。
- ・委託期間が満了したとき又は、受託者として適性を欠いて契約を解除されたときは、使用施設を速やかに原状回復したのちに、市長の立会いにより返還すること。
- ・火災防止につとめること。

- ・設備、備品、金銭の管理及び売店の施錠管理を厳重に行い盗難防止に努めること。

7 出店の申請

- (1) 行政財産使用申請書に必要事項を記入すること。

8 その他

上記に無い事項については、双方協議を行うこと。